

○長岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成 30 年 1 月 29 日

規則第 1 号

長岡市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成 24 年長岡市規則第 49 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び長岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成 29 年長岡市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（情報提供の整理）

第 3 条 市は、条例第 5 条の規定による情報の提供を整理するものとする。

（空家等の台帳）

第 4 条 市は、条例第 5 条の規定による情報の提供その他の方法により空家等を発見した場合は、当該空家等に関し空家等の台帳（別記第 1 号様式）を作成し、その状態、対応の経過等を記録するものとする。

（管理不全空家等に係る通知）

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定による通知をするときは、管理不全空家等認定通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第 6 条第 3 項の規定による通知をするときは、管理不全空家等認定取消通知書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

（特定空家等に係る通知）

第 6 条 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定による通知をするときは、特定空家等認定通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第 7 条第 3 項の規定による通知をするときは、特定空家等認定取消通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（報告徴収及び立入調査の方法）

第 7 条 市長は、法第 9 条第 2 項に規定する報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

2 前項の報告徴収書の送付を受けた者は、空家等に係る事項に関して報告しようとするときは、市長の指定する期日までに、空家等に係る事項に関する報告書（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 法第 9 条第 3 項に規定する通知は、立入調査実施通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

4 法第 9 条第 4 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第 9 号様式）とする。

(管理不全空家等に対する措置)

第8条 市長は、法第13条第1項の規定による指導をするときは、指導書(別記第10号様式)により行うものとする。

- 2 市長は法第13条第2項の規定による勧告をするに当たり、条例第8条の規定により意見を述べる機会を与える場合は、当該勧告に係る管理不全空家等の所有者等に対し勧告に係る事前の通知書(別記第11号様式)を送付するものとする。
- 3 前項の通知書の送付を受けた者は、当該勧告について意見を述べようとするときは、市長の指定する期日までに、勧告に係る意見陳述書(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 勧告について意見を述べようとする者は、前項の勧告に係る意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを、第2項の通知書の送付を受けた日から5日以内に市長に対し求めることができる。
- 5 市長は、前項の求めがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、日時を指定して、当該意見を述べようとする者又はその代理人から口頭により意見の聴取を行うものとする。
- 6 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記第13号様式)により行うものとする。

(特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、法第22条第1項の規定による助言又は指導をするときは、助言・指導書(別記第14号様式)により行うものとする。

- 2 市長は、法第22条第2項の規定による勧告をするに当たり、条例第8条の規定により意見を述べる機会を与える場合は、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に対し勧告に係る事前の通知書(別記第15号様式)を送付するものとする。
- 3 前項の通知書の送付を受けた者は、当該勧告について意見を述べようとするときは、市長の指定する期日までに、勧告に係る意見陳述書(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 勧告について意見を述べようとする者は、前項の勧告に係る意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを、第2項の通知書の送付を受けた日から5日以内に市長に対し求めることができる。
- 5 市長は、前項の求めがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、日時を指定して、当該意見を述べようとする者又はその代理人から口頭により意見の聴取を行うものとする。
- 6 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記第17号様式)により行うものとする。
- 7 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(別記第18号様式)により行うものとする。
- 8 市長は、法第22条第4項の規定による通知をするときは、命令に係る事前の通知書(別記第19号様式)により行うものとする。
- 9 前項に規定する通知を受けて意見を述べようとする者は、命令に係る意見陳述書(別記第20号様式)により、市長の指定する期日までに意見を述べなければならない。

(緊急安全措置の手続)

第10条 条例第9条第1項に規定する所有者等の同意は、次に掲げる事項に関して行われるものとする。

- (1) 当該緊急安全措置の内容及び手法に関する事項
- (2) 当該緊急安全措置に要する費用の額に関する事項
- (3) 当該緊急安全措置に要する費用の当該所有者等の支払いに関する事項

2 前項の同意は、当該所有者等が同意書兼誓約書（別記第21号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、条例第9条第2項に規定する緊急安全措置を実施したときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等に対し、緊急安全措置実施通知書（別記第22号様式）及び当該緊急安全措置に要した費用の納入通知書を送付するものとする。

(代執行の手続)

第11条 法第22条第9項に規定する措置を行う場合において、次の各号に定める文書は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する文書 戒告書（別記第23号様式）
- (2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（別記第24号様式）
- (3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（別記第25号様式）

(標識)

第12条 法第22条第13項の規定による公示は、標識の設置により行うものとし、その標識は、別記第26号様式によるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

空家等の台帳

受付番号		整理番号		受付日	. .	台帳作成日	. .
所在地	長岡市						
建物所有者	フリガナ 氏名			電話番号			
	住所	〒					
建物管理者	フリガナ 氏名			電話番号			
	住所	〒					
土地所有者	フリガナ 氏名			電話番号			
	住所	〒					
土地管理者	フリガナ 氏名			電話番号			
	住所	〒					
空家等の概要	登記年月日	年 月 日					
	用途	専用住宅・併用住宅・集合住宅・店舗・その他( )					
	構造	木造・鉄骨造・RC・その他( )					
	階数	平屋・2階建・3階建・その他( )					
	延床面積	m <sup>2</sup>		敷地面積	m <sup>2</sup>		
	空家等になった時期	年 月頃					
情報提供	情報提供受理日	年 月 日( )		通報者	住所／電話番号		
	空家等の状況				通報者と空家等との関係		
案 内 図							
特記事項							



第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



### 管理不全空家等認定通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められるので、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 管理不全空家等に該当すると認められる空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 管理不全空家等に該当すると認められる事由

- ・ 認定後は、2について指導、勧告等の措置を実施します。なお、勧告により、1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 2に関して対策を講じたときは、遅滞なく下記担当まで連絡をしてください。

(担当 : )

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められる旨を通知していましたが、必要な措置が講じられたことにより管理不全空家等に該当しなくなったものと認めますので、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第6条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 管理不全空家等に該当しなくなったと認められる空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 管理不全空家等に該当しなくなった事由

(担当 : )

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



### 特定空家等認定通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められるので、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第7条第1項の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 特定空家等に該当すると認められる空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 特定空家等に該当すると認められる事由

- ・ 認定後は、2について指導、勧告等の措置を実施します。なお、勧告により、1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 2に関して対策を講じたときは、遅滞なく下記担当まで連絡をしてください。

（担当： ）



第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



特定空家等認定取消通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められる旨を通知していましたが、必要な措置が講じられたことにより特定空家等に該当しなくなったものと認めますので、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第7条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 特定空家等に該当しなくなったと認められる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 特定空家等に該当しなくなった事由

(担当 : )

第6号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告徴収の責任者
- 5 報告の期限

- ・ 5の期限までに3に示す者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

#### <教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 - )

報告者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第9条第2項に  
基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事  
項について、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 報告事項

3 添付書類

- ・ 2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

第8号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



立入調査実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施しますので、同法第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 立入調査の対象となる空家等の所在地
- 2 立入調査の期日  
年 月 日（ ）から 月 日（ ）までの間
- 3 立入調査の趣旨及び内容

第9号様式（第7条関係）

（表）

第 号	
立入調査員証	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	顔写真 横 25 mm 縦 30 mm
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	長岡市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

91mm

55mm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋） 第9条（略） 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
---

91mm

55mm

第10号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



指 導 書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、 年 月 日付け 第 号により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に認定されているため、当該管理不全空家等が法第2条2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定により下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者

- ・ 2の措置が実施されず長岡市長から勧告を受けた場合、1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該特例の対象

から除外されることとなります。

- 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をしてください。
- 2に示す措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。



第11号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



### 勧告に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当しているため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第8条の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べることもできるとともに、長岡市空家等の適正な管理に関する条例施行規則第8条第4項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、長岡市長に対し、意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを求めることができる旨、申し添えます。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告しようとする措置の内容
- 3 勧告に至った事由

#### 4 意見陳述書の提出先

#### 5 意見陳述書の提出期限

- ・ 1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 - )

申立人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

勧告に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による勧告に係る事前の通知書について、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第8条の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 対象となる管理不全空家等	所在地 用途等 所有者の住所及び氏名
2 意見	
3 証拠書類等	

- ・所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

第13号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



勸告書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当しているため、 年 月 日付け 第 号により、法第13条第2項の規定に基づく勸告を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。

については、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由

#### 4 勧告の責任者

- 1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をしてください。
- 2に示す措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

第14号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



助言・指導書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、 年 月 日付け 第 号により空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、同法第22条第1項の規定により下記のとおり助言・指導をします。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途等

所有者の住所及び氏名

2 助言・指導に係る措置の内容

3 助言・指導に至った事由

4 助言・指導の責任者

- ・ 2の措置をとらずに長岡市長から勧告を受けた場合、1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をしてください。

第15号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



### 勧告に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第8条の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べることも、長岡市空家等の適正な管理に関する条例施行規則第9条第4項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、長岡市長に対し、意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを求めることができる旨、申し添えます。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告しようとする措置の内容
- 3 勧告に至った事由

#### 4 意見陳述書の提出先

#### 5 意見陳述書の提出期限

- ・ 1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。



第16号様式（第9条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 - )

申立人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

勧告に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による勧告に係る事前の通知書について、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第8条の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地 用途等 所有者の住所及び氏名
2 意見	
3 証拠書類等	

- ・所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

第17号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



勸 告 書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、 年 月 日付け 第 号により、同法第22条第2項の規定に基づく勧告を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者

## 5 措置の期限

- 1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 5の期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をしてください。
- 5の期限までに正当な理由がなく2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第18号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



命 令 書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、  
年 月 日付け 第 号により法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。  
については、法第22条第3項の規定により下記のとおり措置を講ずることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者

## 5 措置の期限

- ・ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告してください。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 5の期限までに2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

### <教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第19号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、  
年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、  
現在に至っても当該措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べるができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、長岡市長に対し、意見陳述書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途等  
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由

#### 4 意見陳述書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

#### 5 意見陳述書の提出期限

- ・ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告してください。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

第20号様式（第9条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 - )

申立人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

命令に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、空家  
等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の規定により、下記のとおり意見  
を述べます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地 用途等 所有者の住所及び氏名
2 意見	
3 証拠書類等	

- ・所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・証拠書類等を提出する場合は、添付すること。



第21号様式（第10条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 - )

申立人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

同 意 書 兼 誓 約 書

長岡市空家等の適切な管理に関する条例第9条第1項の規定に基づく緊急安全措置として、私が所有・管理する下記の空家等について、その危険を回避するための措置を長岡市長が講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に際しては、下記の事項について責任を持って対処することを誓約します。

記

1 特定空家等の所在地

2 措置に関する同意事項

- (1) 緊急安全措置の概要に関する事項
- (2) 緊急安全措置に要する費用に関する事項
- (3) 所有者等の費用負担に関する事項
- (4) その他

3 誓約の内容

- (1) 当該措置に係る費用は、措置完了後速やかに長岡市に納めます。
- (2) 当該空家等が今後危険な状態にならないよう、適切に管理します。

第22号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



緊急安全措置実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第9条第2項の規定に基づき、緊急安全措置を実施したので、通知します。

については、当該措置に要した費用について、別に交付する納入通知書により納期限までに納付してください。

記

1 特定空家等の所在地

2 措置の内容

3 措置に要した費用 金 円

4 納期限 年 月 日

第23号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



### 戒 告 書

あなたが所有・管理をする下記の特定期空家等について、 年 月 日付け  
第 号により措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日まで  
に履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定  
に基づき、代執行を実施しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりそ  
の旨、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ  
なたから徴収します。代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生  
じても本市はその責任を負わないことを申し添えます。

### 記

あなたが所有・管理をする特定期空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模
- (5) 所有者の住所及び氏名

- ・ 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

### <教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第24号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡市長



代 執 行 令 書

あなたが所有・管理をする下記の特定期空家等について、 年 月 日付け  
第 号により措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期限までにその義務が  
履行されていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規  
定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の  
規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ  
なたから徴収します。代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生  
じても、本市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 あなたが所有・管理をする特定期空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模

2 代執行の時期

3 代執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額 金 円

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第25号様式（第11条関係）

（表）

<b>執行責任者証</b>		第 号
所属課長 氏名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
長岡市長		印
記		
1. 代執行をなすべき事項		
2. 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

91mm

55mm

（裏）

<b>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）</b>	
第22条（以上略）	
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10～17（略）	
<b>行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）</b>	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	

91mm

55mm

第26号様式（第12条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置を講ずることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限